

○宿毛市情報公開条例施行規則

平成13年4月1日

規則第10号

改正 平成18年1月18日規則第1号

平成22年7月27日規則第14号

平成28年3月31日規則第17号

平成28年8月30日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、市長が保有する行政情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第10条第1項に規定する書面は、行政情報公開請求書（第1号様式）とする。

2 条例第10条第1項第4号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開の方法
- (2) 請求者の区分

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政情報の全部を公開する旨の決定の通知 行政情報公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 行政情報の部分公開をする旨の決定の通知 行政情報部分公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 行政情報の全部を公開しない旨の決定の通知 行政情報非公開決定通知書（第4号様式）

(公開決定等の期間の延長に係る通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間延長通

知書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 条例第12条第3項の規定による通知は、行政情報公開決定等期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

（第三者保護手続の通知）

第5条 条例第13条第1項及び第2項の規定による通知は、行政情報公開に係る意見照会書（第8号様式）によるものとし、意見聴取は、当該第三者から行政情報公開に係る意見書（第9号様式）で意見を求めることにより行うものとする。

- 2 条例第13条第3項の規定による通知は、行政情報公開通知書（第10号様式）により行うものとする。

（行政情報の公開の方法）

第6条 行政情報の公開をする旨の決定の通知を受けた者は、市長が指定する日時及び場所において、当該行政情報の公開を受けるものとする。

- 2 市長は、行政情報を閲覧する者が当該行政情報を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは、当該閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 行政情報の写しの交付を受けることができる部数は、行政情報1件につき一部とする。

（費用の納付）

第7条 条例第15条第1項ただし書に規定する手数料及び同条第3項に規定する写しの送付に要する費用は、前納とする。

（審査会への諮問に係る通知）

第8条 条例第16条第1項に規定する審査請求についての宿毛市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、行政情報審査諮問書（第11号様式）により行うものとする。

- 2 条例第16条第3項の規定による通知は、行政情報審査会諮問通知書（第12号様式）により行うものとする。

（目録等の整備）

第9条 条例第19条に規定する行政情報の目録及びその他行政情報の検索に必要な資料は保存文書リストとし、総務課に備えおくものとする。

（運用状況の公表）

第10条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、「広報すくも」等に登載することにより行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月27日規則第14号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の宿毛市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の宿毛市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の宿毛市福祉医療費の助成に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の宿毛市児童手当等事務処理規則、第5条の規定による改正前の宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の宿毛市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第7条の規定による改正前の宿毛市補装具費の支給に関する規則、第8条の規定による改正前の宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び第10条の規定による改正前の宿毛都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年 8 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

行政情報公開請求書

年 月 日

宿毛市長 様

請求者

氏名	
住所	(郵便番号 —)
電話番号	

〔法人その他の団体にあつては、名称、
代表者の氏名及び事務所の所在地〕

宿毛市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

公開請求に係る行政情報の内容又は件名	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望)
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体〔事務所等の名称及び所在地〕 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する者〔勤務先の名称及び所在地〕 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者〔学校の名称及び所在地〕 <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者〔利害関係の内容〕
備考	

- ※注 1 各欄に必要事項を記入し、該当する□内にレ印を記入してください。
2 下欄には記入しないでください。

処理欄	
-----	--

第2号様式(第3条関係)

行政情報公開決定通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、次のとおり公開することと決定しましたので、宿毛市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送)
公開の日時 及び場所	年 月 日(午前・午後) 時から 時までの間 に、 _____ にお越してください。
担当課(所)	(電話番号 _____ 内線 _____ 担当 _____)
備考	

- ※注 1 指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課(所)に連絡をしてください。
2 行政情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

第3号様式(第3条関係)

行政情報部分公開決定通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、次のとおり一部を除いて公開することと決定しましたので、宿毛市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政情報の内容又は件名	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送)
公開の日時及び場所	年 月 日(午前・午後) 時から 時までの間に、 _____ にお越しください。
行政情報の一部を公開しない理由	宿毛市情報公開条例第6条第 号に該当(理由)
担当課(所)	(電話番号 _____ 内線 _____ 担当 _____)
備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宿毛市を被告として(訴訟において宿毛市を代表する者は宿毛市長となります。)提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

行政情報非公開決定通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、宿毛市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
公開しない理由	宿毛市情報公開条例第6条第 号に該当 (理由)
担当課(所)	(電話番号 内線 担当)
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宿毛市を被告として(訴訟において宿毛市を代表する者は宿毛市長となります。)提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第6号様式(第4条関係)

行政情報公開決定等期間延長通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、次のとおり決定期間を延長しましたので、宿毛市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

なお、公開決定等を行ったときは、通知します。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
決定期間の 満了日	年 月 日
延長後の決定 期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 内線 担当)
備考	

第7号様式(第4条関係)

行政情報公開決定等期間特例延長通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開については、宿毛市情報公開条例第12条第3項の規定により、請求があった日から起算して60日以内に行政情報の相当の部分について公開決定等を行い、残りの行政情報については、相当の期間内に公開決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、公開決定等を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政情報の内容又は件名	
行政情報の相当の部分について公開の決定等を行う期限	年 月 日
残りの行政情報について公開の決定等を行う期限	年 月 日
60日以内に行政情報の全てについて公開の決定等を行うことができない理由	
担当課(所)	(電話番号 内線 担当)
備考	

第8号様式(第5条関係)

行政情報公開に係る意見照会書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

宿毛市情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された行政情報について公開の請求がありました。

つきましては、当該行政情報を公開するかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、別紙「行政情報公開に係る意見書」によりあなたの意見を 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
請求のあった日	年 月 日
行政情報に記録 されている あなたに関する 情報の内容	
担当課(所)	(電話番号 内線 担当)
備考	

第9号様式(第5条関係)

行政情報公開に係る意見書

年 月 日

宿毛市長 様

氏 名	
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	

〔法人その他の団体にあつては、名称、
代表者の氏名及び事務所の所在地〕

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)	
1 公開されても支障を生じない。	
2 公開されると支障を生ずる。 (公開により支障を生ずる部分)	
(その理由)	

第10号様式(第5条関係)

行政情報公開通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長



先に照会しましたあなたに関する情報が記録されている行政情報については、次のとおり公開することと決定しましたので、宿毛市情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る 行政情報の内容 又は件名	
公開決定の内容	1 公開 2 一部公開 (公開する部分)
公開することと した理由	
公開の期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 内線 担当)
備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宿毛市を被告として(訴訟において宿毛市を代表する者は宿毛市長となります。)提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 11 号様式(第 8 条関係)

行政情報審査諮問書

宿 第 号
年 月 日

宿毛市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

宿毛市長 

次のとおり審査請求がありましたので、宿毛市情報公開条例第16条第1項の規定により、諮問します。

1	行政情報の 件名又は内容		
2	審査請求の 内 容	<input type="checkbox"/> 決定 (<input type="checkbox"/> 開示決定等) (<input type="checkbox"/> 訂正決定等) (<input type="checkbox"/> 利用停止決定等)	<input type="checkbox"/> 不作為 (<input type="checkbox"/> 開示請求) (<input type="checkbox"/> 訂正請求) (<input type="checkbox"/> 利用停止請求)
		内容	
3	審査請求日	年 月 日	
4	審査請求の 趣旨及び理 由	趣 旨	
		理 由	
5	担 当 課 等	(電話番号 内線 担当)	
6	備 考		

第12号様式(第8条関係)

行政情報審査会諮問通知書

宿 第 号
年 月 日

様

宿毛市長 印

あなたからの審査請求について、次のとおり宿毛市情報公開条例第16条第1項の規定により宿毛市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

1 行政情報の 件名又は内容		
2 審査請求の 内 容	<input type="checkbox"/> 決定 (<input type="checkbox"/> 開示決定等) (<input type="checkbox"/> 訂正決定等) (<input type="checkbox"/> 利用停止決定等)	<input type="checkbox"/> 不作為 (<input type="checkbox"/> 開示請求) (<input type="checkbox"/> 訂正請求) (<input type="checkbox"/> 利用停止請求)
	内容	
3 審査請求日	年 月 日	
4 諮問をした日	年 月 日	
5 担当課等	(電話番号 内線 担当)	
6 備 考		

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 4 号様式 (第 3 条関係)

第 5 号様式 削除

第 6 号様式 (第 4 条関係)

第 7 号様式 (第 4 条関係)

第 8 号様式 (第 5 条関係)

第 9 号様式 (第 5 条関係)

第 1 0 号様式 (第 5 条関係)

第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

第 1 2 号様式 (第 8 条関係)